

第2回風俗行政研究会

1 日時

平成21年4月14日(火) 午前10時から午後0時まで

2 場所

東京都千代田区霞が関2丁目1番1号
警察総合庁舎4階 第14会議室

3 出席者

委員

大矢 裕啓	(社)日本PTA全国協議会常務理事
後藤 啓二	弁護士・後藤コンプライアンス法律事務所
小宮山 健彦	(財)全国生活衛生営業指導センター専務理事
野口 京子	文化女子大学現代文化学部教授
藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授

関係機関等

伊賀 誠	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課長
近都 学	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課指導係長
吉川 博史	兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課課長補佐兼衛生指導係長
潘 桂華	全国旅館生活衛生同業組合連合会
當麻 勝敏	社団法人日本自動車旅行ホテル協会会長

警察庁

巽 高英	生活安全局長
園田 一裕	長官官房審議官(生活安全局担当)
廣田 耕一	保安課長
中尾 克彦	少年課長
島根 悟	長官官房参事官(企画担当)
辻 義之	刑事企画課長

4 配布資料

- (1) 風俗行政研究会第2回会合議事次第(略)
- (2) 第1回風俗行政研究会議事要旨案
- (3) 出会い系喫茶関係
 - ・ 出会い系喫茶に関する論点
- (4) 類似ラブホテル関係
 - ・ 店舗型性風俗特殊営業(第4号営業〔ラブホテル・モーテル〕)の要件一覧表
 - ・ ラブホテル等の要件に関する論点
 - ・ 各種要件の類似ラブホテルに対する充足率(略)
- (5) 出会い系喫茶・類似ラブホテル共通

- ・ 風営法改正における既得権に関する経過措置規定について
 - ・ 他法令の改正後における新规定の適用関係について
 - ・ 条例における新规定の適用関係について
- (6) 兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課資料
- (7) 兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課資料
- (8) 全国旅館生活衛生同業組合連合会資料
- (9) 社団法人日本自動車旅行ホテル協会資料

5 議事要旨

(1) 兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課からのヒアリング（類似ラブホテル関係）
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課伊賀課長から、おおむね以下の説明等があった。

- ・ 建築基準法上は、事前に建築基準法の規定に適合するかの確認を受け、工事を完了したときに建築主事の検査を受けなければならないようになっている。また、建築基準法第12条では定期の報告義務を所有者等に課しており、兵庫県では3年に一度報告しなければならないことになっている。
- ・ 商業地域以外の用途地域においては、「個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの」は建築基準法上建てられないことになっており、この中にラブホテルが含まれる。ラブホテルの疑いがあるものについては、関係機関と協議することとしている。
- ・ ただ、建築確認の審査は図面審査なので、ラブホテルであるか一般のビジネスホテルであるかは見分けがつきにくい。完了検査時においては一定の認知ができるので、その時点でラブホテルであることが確認できれば指導できるが、ビジネスホテルの形で竣工していれば、検査済証を交付せざるを得ない。
- ・ 兵庫県では、最近の偽装ラブホテルの問題を踏まえ、周囲の環境等に合わない外観の建物の規制を強化するため、景観の形成等に関する条例を改正した。これはホテルや旅館を建てる場合には、通称景観アセスと呼ばれる手続を経なければならないこととしていたが、この度、景観アセス手続の強化、景観基準の明確化等を行う改正を行い、4月1日から施行されている。
- ・ 明石市における偽装ラブホテルの問題については、これは商業地域に建設されたので、建築基準法では規制できなかった。また、当時は市条例においても類似ラブホテルの建築を制限する規定が置かれていなかった。明石市ではこの問題の後で条例を制定しているが、条例の施行前に工事に着手しているものについては適用除外とされている。
- ・ 神戸市魚崎南における問題については、事業者に対し景観アセスを事前に行うよう指示した結果、一部ではあるが住民の意見等が取り入れられ、一定の調整がついた。
- ・ 風営法上のラブホテル要件の見直しに当たっては、建築基準法上の審査においても活用しやすくするため、より積極的かつ具体的なものとするとともに、建築基準法上と整合性のとれた立地規制を設けてほしい。

(2) 兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課からのヒアリング（類似ラブホテル関係）

兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課吉川課長補佐から、おおむね以下の説明等があった。

- ・ 昭和60年に旅館業法施行細則を改正し、風紀を規制するための構造設備の基準を新たに設けている。これによりいわゆる類似ラブホテルを規制してきた。
- ・ 同細則では、風営法上ラブホテルの基準としているような設備を、風営法の届出のない施設においては設けてはならないという形で規制しているほか、外観についても規制する規定を置いている。旅館業法は、衛生の確保を第一に考えているが、風紀を規制する部分もあり、こうした規制を置いている。
- ・ 旅館業法に基づく許可申請があった場合、書面審査とともに、全客室を検査して構造設備の確認を行い、基準を満たすものについてのみ許可を与えている。
- ・ 許可後については、兵庫県では原則年に1回各施設に立ち入りを行い、不適正な部分があれば指導している。ただ、類似ラブホテルの場合は許可を取ってから違法に改造されることが多いが、立入時に全客室をくまなく確認するのは実質的に不可能である。
- ・ 平成20年頃から県内で住民の反対運動が起こったことを受け、兵庫県警と協力し、旅館業法に基づく類似ラブホテルへの立入りや指導を強化している。これまでも不具合が見つかった場合には行政指導を行ってきたが、新たに旅館業法関係行政処分施行要領を制定して行政処分の手続を定めた。また、宿泊者台帳の記載について指導を強化している。さらに、旅館業法施行細則を改正し、景観アセスの手続を経たことを証する書類を営業許可申請に係る添付書類に追加した。
- ・ 旅館業法上の規制の課題としては、ラブホテルは構造設備だけではなくなかなか定義し切れず、規制するには難しいところがある。また、実際に構造設備違反を確認しても、指導から順に手続を踏んでいく必要があり、なかなか強硬な指導・処分をすることができない。
- ・ ラブホテルがどこで嫌われているかを考えるに、外観上の問題があり、県では景観アセスを強化した。一方、反対している住民からすると、いかがわしいカップルが入るからそれを止めさせてほしいということがあると思う。しかし、どの法律でもカップルの利用を規制することは不可能だと思う。
- ・ 要望としては、類似ラブホテルについてもラブホテルとして警察の方でも監視ができるような形に変えてもらいたいと考えている。

(3) 全国旅館生活衛生同業組合連合会からのヒアリング（類似ラブホテル関係）

全国旅館生活衛生同業組合連合会潘氏から、おおむね以下の説明等があった。

- ・ 学校の近隣で営業している類似ラブホテルが地域住民と紛争を起こしていることは認識しており当会としても誠に遺憾に思っている。しかしながら、会員においては法令に従い、また地域住民とも協調しておりこのようなトラブルを起こした例は全くと言ってよいほどない。
- ・ 政令改正がどのような形で行われるのか分からない現段階で意見を問われてもはっきり申し上げることはできないが、我々としては親の代から家業として行っている正常な商業活動が著しく妨げられる危惧は抱いており、さらに融資の道が狭められたり広告宣伝活動が制限されるといったことが考えられる。
- ・ 現行の風営法と旅館業法を厳密に適用し、それに基づく指導を行えば風営法をさらに強化しなくても効果を上げることができると考えている。

- ・ 政令を変える際には、拙速に行わず是非とも当会の意見も充分聞いていただきたい。
- (4) 社団法人日本自動車旅行ホテル協会からのヒアリング（類似ラブホテル関係）
社団法人日本自動車旅行ホテル協会當麻会長から、おおむね以下のような説明等があった。
- ・ 我々は順法精神で日々の営業に当たるよう指導している。不適切な営業を行ったホテルは、すべて会員外であり、新規参入の経営者が多い。
 - ・ 我々のホテルは自動車旅行者のためのホテルであり、地方や観光地近くのホテルでは、家族連れ宿泊者が多く来店する。協会としては、現行の風営法で十分だと考えている。
 - ・ 近年建設されている外資系のラグジュアリーホテルはベッドルームからバスルーム、トイレがガラスで丸見えになっているが、いかがなものかと思う。また多くのシティホテル、ビジネスホテル等で休憩売りをしているが、これらは風営法に抵触しないのか。
- (5) 事務局説明（類似ラブホテル関係）
事務局から、いわゆる類似ラブホテル等の要件に関する論点について、資料に基づき説明した。
- (6) 質疑応答
- ・ 委員より、構造設備等の問題について、いつまでも指導だけやっていればいいというのが法の趣旨ではないと思うがとの発言があったところ、兵庫県担当者から、行政処分要領は定めたが実際には業務停止処分の適用はない、風営法が旅館業法を補完するものだと考えており、期待しているとの発言があった。
 - ・ 委員より、類似ラブホテルの問題については、大人の自由よりも子どもの将来を優先して考えることが大切と考えるがとの発言があったところ、全国旅館生活衛生同業組合連合会から、学校の近くに類似ラブホテルが営業していることについては憂慮しているが、既得権については別問題として考えてほしいとの発言があった。
 - ・ 委員より、既に完成してしまった類似ラブホテルに対し事後に不許可処分等を行うことも可能ではないかとの発言があったところ、兵庫県担当者から、可能ではあるが、実際に建ててしまったものを変えるというのは難しく、そのため建築前に景観アセスを行うようにしたとの回答があった。
 - ・ 委員より、風営法の対象となったがために融資を受けられなくなるといった話もあるので、業界の意見をよく聞いてほしいとの発言があった。
 - ・ 委員より、景観アセスは罰金も低い、有効に機能すると考えているのかとの質問があったところ、兵庫県担当者から、事業者に対し景観アセスを守るよう指示・働き掛けを行っており、効果が出た例もあるとの回答があった。
- (7) 事務局説明（出会い系喫茶関係）
事務局から、出会い系喫茶に関する論点について、資料に基づき説明した。